

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 解除予定の保安林にする旨の通知
 - ” 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
 - ” 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
 - ” 種畜証明書の書換交付のあつた旨の通報
 - ” 土地改良事業計画の変更に係る土地改良事業計画書等の縦覧
 - ” 道路の位置の指定
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告示

鳥取県告示第百二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇―三から九二〇―

一二まで、九二〇―一八

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第百二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字榊水高原四十一(次の図に示す部分に限る。)四一・一七、五一・六一・七一・七一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)一一・一六三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の

申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号	番号	氏名	登録年月日
鳥国医一	〇七七	相良 裕輔	昭和四十年一月十八日
〃	一、〇八一	渡辺 道郎	〃
〃	一、〇八二	島雄 道朗	二月十三日
〃	一、〇八三	山田 晴成	〃
〃	一、〇八四	米本 哲人	〃
〃	一、〇八五	周藤 秀彦	〃
〃	一、〇八六	湯川 勝託	〃
〃	一、〇八七	内山 卓	〃
〃	一、〇八八	樋口 国器	〃
〃	一、〇八九	野崎 義男	〃
〃	一、〇九〇	星川 宏之	〃
〃	一、〇九一	瀬谷 齊	〃

〃	一、〇九二	志賀 淳一	〃
〃	一、〇九三	武田 英雄	〃
〃	一、〇九四	井奥 郁雄	〃
〃	一、〇九五	桜井 克彦	〃
〃	一、〇九六	阿部 文悟	〃
〃	一、〇九七	内海 浩一	〃
〃	一、〇九八	富永 暁子	〃
〃	一、〇九九	渡辺 猛	〃
〃	一、一〇〇	涌谷 忠雄	〃
〃	一、一〇一	木佐 彰三	〃
〃	一、一〇二	岡空謙之助	〃
〃	一、一〇三	井沢 辰夫	〃
〃	一、一〇四	勝部 隆好	〃
〃	一、一〇五	岡本 博文	〃
〃	一、一〇六	石野 博志	〃
〃	一、一〇七	竹尾 生気	〃
〃	一、一〇八	勝部 吉雄	〃
〃	一、一〇九	大串 郁代	〃

鳥取県告示第百二十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第

〃	一、一一〇	島田 誠	〃
〃	一、一一一	矢野 雄彦	〃
〃	一、一一二	北川 達也	〃
〃	一、一一三	芦田 泰	〃
〃	一、一一四	山下 建雄	〃
鳥国薬	一五三	内海 奎吾	〃
〃	一五四	草瀬美輪子	〃
〃	一五五	村上 淑子	〃
〃	一五六	森脇 純子	〃
〃	一五七	井上 元三	〃
〃	一五八	北村 玲子	〃

一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年三月十二日

療養取扱機関名	所	在	地
鳥取博愛病院	鳥取市瓦町九番地		
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇		

法第三十七条第五項の規定による申出都道府県名

全国	昭和四十年一月一日
〃	三十九年十一月十日

同上申出受理年月日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、次の種畜について種畜証明書の書換交付のあつた旨通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名	新	旧	種	類	品	種	生	年	月	日	飼	養	者	住	所	氏	名
昭三九鳥取一第八五号	伯鵬	大鵬	役員用牛	黒毛和種					昭和三十七年	四月	一日			鳥取県西伯郡西伯町				久
														前	谷			光

鳥取県告示第百二十六号

昭和三十九年八月二十六日付で大誠土地改良区から

申請のあつた土地改良（暗渠排水）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和四十年三月十五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡大栄町大字由良宿 大誠土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十七号

昭和三十九年七月二十五日付で淀江白浜土地改良区から申請のあつた土地改良（畑地かんがい）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたの

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和四十年三月十五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

西伯郡淀江町大字淀江 淀江白浜土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年三月三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年三月十二日

申請人の住所氏名 鳥取県知事 石 破 二 朗
道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市岩倉二一五番地

山本 兼 蔵

鳥取市卯垣字石ヶ坪一五〇番九の一
字植田 四〇番九の一
三九番二の一
四七番七の一

幅員 四メートル
延長 七三・四メートル

鳥取県告示第百二十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年三月三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年三月十二日

申請人の住所氏名 鳥取県知事 石 破 二 朗
道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

米子市東福原三五七番七

河津 好 江

米子市東福原字荒神北三七五番三
三七五番一八
三七四番二
三七四番三

幅員 四メートル
延長 一四三メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和四十年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一日時 昭和四十年三月十六日 午後一時

二 場所 鳥取市吉方 白兔荘

三 議題

- (1) 昭和四十年度公明選挙常時啓発事業方針について
- (2) 参議院議員通常選挙臨時啓発事業方針について